

News Paper



全国から再稼働反対を訴えています



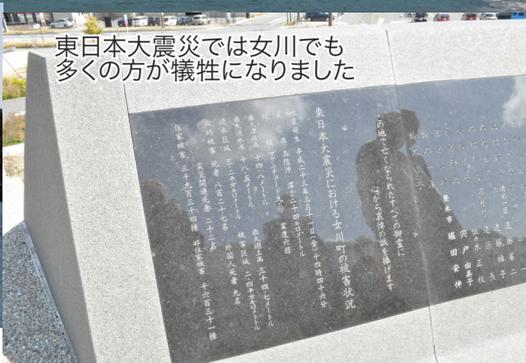
再稼働反対を訴える声が絶えません



女川は世界三大漁場といわれる金華山漁場に近く多様な海産物に恵まれています



釣り、ダイビング、トレッキングなどの観光資源も豊かな土地に女川原発はあります



東日本大震災では女川でも多くの方が犠牲になりました



命と暮らしを守る運動が続いています

2011年の東日本大震災で、原子炉建屋に1000か所以上のひび割れ、冷却ポンプの故障など甚大な被害を受けた東北電力女川原発は、安全対策工事を完了したとして9月の再稼働をめざしています。女川原発の周囲30km圏内だけでも約19万人の命と暮らしがあります。リアス式海岸の入り組んだ地形の半島での避難計画は想定通りに実施できるかも危ぶまれています。女川原発をめぐる、宮城県を中心に命、生活、コミュニティが守られた故郷の存続のために、再稼働を反対する声ますます高まっています。「想定を超える災害の犠牲を無駄にしないで」震災を経験した方たちの訴えです。

もくじ	日本の加害の歴史踏まえ東アジアの友好関係を 川口正昭さんに聞く…2	アーミテージの手の内で踊る安倍・岸田……………5
	気高く勇気溢れる平和憲法を“汚れた手”で触るな!…4	ノルウェー・オスロ訪問 感想……………7
		改憲議論は煮詰まっている。はて?……………8

日本の加害の歴史踏まえ東アジアの友好関係を

旧『記憶 反省 そして友好』の追悼碑を守る会 共同代表 川口正昭さん



一群馬の森公園に朝鮮人追悼碑が設置されるに至った経緯と設立の趣旨について教えてください。

戦前戦中の群馬には旧日本軍の軍用機を生産していた中島飛行機の本社工場や関連する工場がありました。1944年秋の東京への初めての空襲で標的になったのは中島飛行機の武蔵製作所でした。そこで、群馬県内の工場を地下に移すためのトンネルの掘削が始められたのです。当時は多くの日本人の男性が戦場に送られていたため、朝鮮半島から労働力として連れてこられた人々がひどい労働条件で働かされ、たくさんの方が亡くなりました。また、群馬県北部にも露天掘りの鉄山、爆薬を作るのに必要な硫黄の鉱山、その鉱石を運ぶ鉄道や発電所があり、そこで働かされていた朝鮮人も犠牲になりました。

1995年に「戦後50年を問う群馬市民行動委員会（アクション50）」が発足し、3年間に渡って県内の強制労働の現場を調査しました。それ以前に社会党や労働組合、朝鮮総連によって行われた強制連行の調査とメンバーの重なりはありましたが、今度は広く市民運動として取り組みました。中国人犠牲者については日中友好協会が調査を行って慰霊碑を建立していましたが、朝鮮人は放置されていることが分かりました。そして、1998年に「アクション50」を母体に「朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を建てる会」が発足しました。植民地支配の歴史を正しく認識し、加害の事実を反省するとともに、東アジアの人々との友好関係を築こうという趣旨で、碑の建立に向けて動き出しました。

初めての追悼集会は2001年に月夜野町民公民館（当時）で開かれました。この集会には地元自治体の代表、沼田市選出の県議会議員、衆参両議会議員代理が出席するなど、碑の建立に理解を示す自民党関係者

かわぐち まさあきさん プロフィール 福井県生まれ、大学卒業後に群馬県で小中学校教員に。群馬県教職員組合で執行委員長。「追悼碑」建立後に「守る会」運営委員から共同代表に選任。

がいました。民主党系の県議会議員の呼びかけに応じて会派で話をした自民党議員もいました。そして、6月に追悼碑建立の請願が全会一致で趣旨採択され、それを受けて副知事から「群馬の森」公園の一角を提供するという表明がありました。その後、県との碑文の協議などを経て、2004年4月に「記憶 反省 そして友好」と記した追悼碑が建立されました。除幕式には知事（代理）、高崎市長（代理）、沼田市長など多くの自治体代表が参加しました。この時点で約500人の個人、66の団体が建立に賛同し、約1000万円の賛同金が集まりました。

一強制連行の犠牲者を追悼することへの理解が保守政治家も含めてあったわけですね。そこから、撤去を求める団体の動きがどのように始まったのでしょうか。

追悼碑の設置にあたり、10年ごとに県の設置更新許可を受けること、政治的行事・宗教的行事を行わないことが決められました。碑の完成後に維持管理団体として『記憶 反省 そして友好』の追悼碑を守る会（以下「守る会」）を設立し、毎年春に碑の前で慰霊式を行ってきました。

そこに、2012年から「そよ風」という右翼団体から県庁に「碑文の内容が反日的だ、撤去すべきだ」というメールや電話が届き始めました。そもそも碑文は県との協議を経てまとめられ、村山談話や日朝ピョンヤン宣言にも合致した内容です。「そよ風」の抗議が的外れであるにもかかわらず、群馬県は的確に対応せず、碑の設置更新の不許可、そして碑の撤去へと動いていったと考えられます。

2014年に「そよ風」など3つの右翼団体が、「碑が政治的な主張に利用されており、設置許可条件に反する」として県議会に「追悼碑の設置許可更新を認めない」請願を出し、これが自民、公明、新星会の賛成多数（フォーラム群馬、共産は反対）で採択されました。碑の建立当時と違い、県議会議員の間に日本会議の勢力の広がりがあったと考えられます。そこでは、碑の前で行われた除幕式や追悼式で、主催者や来賓から「強制連行」という言葉や政府を批判する内容が含まれるあいさつがあったことが問題にされました。しかし、2004年の除幕式のあいさつで「強制連行」という言葉が使われたことや、当時の新聞各紙が「強制連行」

と記載したことを、県が問題視したことは一切なかったのです。もし問題だとみなされていたなら、県から追悼式の主催者に注意や指導があるべきですが、それでもありませんでした。

県議会で請願が採択されたことで、県の姿勢が追悼碑の撤去へと大きく傾きました。「守る会」は県に碑の自主撤去を求められましたが、これを拒否。すると今度は、10年ごとの設置許可申請が不許可とされたのです。このため「守る会」は、2014年11月に県の処分取り消しを求めて前橋地裁に訴訟を起こしました。和解協議でも追悼碑の撤去を求める県の姿勢は変わりませんでした。その後、2022年に「守る会」の上告が最高裁に棄却され、「設置許可を認めなかった県の判断は妥当」という高裁判決が確定してしまいました。

その後の県との協議も決裂し、昨年4月に県から「追悼碑の撤去及び原状回復命令書」が届きました。10月に「守る会」は再度、前橋地裁に提訴し、2020年の前橋地裁における「時間の経過によって追悼碑本来の機能を回復することがあり得る」との判決を根拠としてあらためての司法判断を求めました。ところが、今年2月7日に第1回口頭弁論が予定されていたにもかかわらず、そして何が代執行の要件にあたるのかとの「守る会」からの疑問にも答ええないまま、山本知事は「司法判断が出ている。法に従って粛々と進めていく」として、1月29日からの代執行によって追悼碑を撤去したのです。

一合意の下に設置された追悼碑が強制代執行で撤去される異常事態がなぜ起きたのでしょうか。代執行に至る経過から私たちが学ばなければならないことは何でしょうか。

2014年に県議会で提出された設置許可の取り消しを求める請願が賛成多数で採択されたのは、2012年暮れの総選挙における第2次安倍政権の発足以降に顕著になった、歴史修正（改ざん）主義を右派勢力が後押しする動きが活発化したことが影響していると考えられます。自民党の県議会議員にも日本会議の勢力の広がりがあったと考えられ、公明や新星会はそこに連なって賛成に加わったのだらうと思います。

現在の日本では、立法・司法・行政の三権分立がまったく機能していないと言わざるを得ません。政府や県が歴史の改ざんを後押しし、裁判所は憲法76条に反して、政府や県の意向に忖度して判断しています。議会も行政の下部機関となっています。行政代執行に関する判断も行政の裁量に委ねられる範囲が広く、さらに裁判で公判中でも進められてしまうことが分かりました。

沖縄の辺野古においても、政府はやりたいことのためにでたらめな理屈をつけ、民意や法の趣旨を踏みこみにして暴力的に埋め立てを進めています。ソ連の反体

制作家ソルジェニーツィンは、「暴力はそれ自体では生きていけない。常に嘘と結びついている。嘘だけが暴力を隠すことができ、暴力だけが嘘をつき通すことを可能にする」と述べました。私たちは政府の嘘を見破る力と、嘘を許さない力を持たなくてはなりません。

ロシアのアレクセイ・ナワリヌイ氏は「悪が勝つのは善人が何もしないからだ」と言ってプーチンと闘いました。何もしない善人は、結果として悪の味方になるのです。多くの人が公正な社会を求めて声をあげないと、市民の権利よりも為政者の都合ばかりが優先されてしまいます。

一「追悼碑」をめぐる経験や運動をどう継承するのか、どのような運動が今後求められるのか、考えをお聞かせください。

私が追悼碑の運動に関わったきっかけは、追悼碑を設計した中山敏雄さんに30歳代の頃に声をかけられ、「アクション50」として吾妻の鉄山跡に連れて行ってもらったことでした。碑の建立時は活動から離れていたのですが、2014年に県教組の役員になったことから「守る会」の運営委員になり、裁判闘争に関わったり、群馬の森を案内したりするようになりました。昨年8月の臨時総会で、二度目の裁判に向けた体制づくりのため共同代表になりましたが、碑は第1回口頭弁論の前に撤去されてしまいました。

守るべき追悼碑がなくなったことから、「守る会」は5月11日の総会で解散しました。この総会では、追悼碑の建立につながった「アクション50」の理念を継承する新たな運動体を立ち上げることを確認しています。日本の加害の歴史を含めた正しい歴史認識を踏まえ、東アジアの人たちとの友好関係を深めようという思いです。そして、いずれかの時期に、追悼碑をふたたび建立することをめざします。

国内には、朝鮮人の強制連行や強制労働に関する碑や説明版が150以上あると言われています。群馬の追悼碑の撤去が、これらの碑に悪影響を及ぼすようなことがあってはなりません。逆に、歴史を否定することはできない、ヘイト団体と同じことを言っている自分たちが危うくなると為政者に思わせるために、各地で運動している団体や個人、研究者とも連携して運動をつくりたいと思っています。

「ヘイトスピーチ解消法」や「部落差別解消推進法」など「解消」をめざす法律では、差別や排外主義がなくなることは明らかです。行為者への罰則がある「禁止法」をつくらなければならないと考えます。私もかつてそうでしたが、公務員は憲法を尊重し擁護する義務を負っています。つまり、平和と人権を守ることは公務員の仕事だということです。差別を許さず、市民の権利を市民とともにしっかり守る、公務員はそのことを自身の職務としなければならないと思います。

気高く勇気溢れる平和憲法を“汚れた手”で触るな！ 国会議員による“法の支配”の破壊の危機—憲法審査会で何が—

フォーラム平和・人権・環境 共同代表 染裕之

憲法前文「国民の信託による政治」の空洞化を許さない

憲法前文には、基本的人権の尊重や国民主権、平和主義など憲法の基本理念が凝縮されています。さらに、「国政は国民の厳粛な信託によるもの」と謳われています。衆院の資料では、厳粛な信託について「国民からの信託に背かないように権力を行使する責任を負う」という趣旨だと説明されています。

今通常国会後半の最大の争点となっている“自民党の裏金問題”に端を発する政治資金規正法改正は、6月6日、自民党が公明党と日本維新の会の主張を踏まえた修正に応じ、3党などの賛成多数で衆院を通過しました。野党が求めていた企業・団体献金の禁止は盛り込まれず、政治資金の透明化には程遠い内容です。

12日、憲法改正を巡って、自民党が今国会中の改正原案提出を見送る見通しとなったと報じられました。立憲民主党などが強く反対する中、改憲勢力だけで条文化を進めれば、今国会での成立をめざす政治資金規正法の審議に影響をおよぼすと判断したものとされます。

2012年に自民党が政権に復帰して以降、1強多弱の政治が長期にわたって続き、長期政権の驕りと緩みから政治不信は極限に達しています。勝てば官軍と言わんばかりの「選挙至上主義」がまん延し、政権に不祥事や疑惑が生じても政権交代にはつながらず、責任が問われないままの自民党政権が継続しています。

防衛費増や戦闘機の輸出を可能とする一方、選択的夫婦別姓や同性婚は法改正の実現すら見通せていません。安全保障や人権といった重要分野で憲法をないがしろにし、憲法前文にある「国民の厳粛な信託による」政治と、あまりにもかけ離れた政権運営を続ける自民党に憲法を語る資格などありません。

衆院憲法審査会で議論される「議員任期の延長」

衆院憲法審査会では、国会議員の任期延長を可能とする議論が改憲推進5会派から主張されています。

憲法では衆議院は原則4年間（45条）、参議院は6年間（46条）と議員の任期が定められています。これに対して改憲推進5会派は、大災害や感染症のまん延、国際紛争時などの緊急事態で選挙が実施できない場合、国会議員の任期を延長できるように改憲すべきと主張しています。

国会議員の任期延長改憲は、国民の選挙権またはその行使を制限するものであり、国民主権という重要な憲法理念に反するものです。

参議院は衆議院の解散と同時に閉会となりますが、この閉会中に国会の議決を要する緊急の問題が発生したときに、国会権能を維持するために参議院に対して緊急集会を求めることができるとされています

（54条の2）。ただ、54条で「衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に衆議院の総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に国会を召集しなければならない」とされていることから、参議院の緊急集会は70日が限度であると解されています。改憲推進派は参院の緊急集会でも対応できない70日を超える緊急事態時に対応できるよう、議員任期の延長が必要だと主張しています。

「緊急事態条項」はナチス独裁の大統領緊急令と共通する

自民党改憲案の緊急事態条項には、緊急事態の宣言を発することができる事態として「わが国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱」を挙げています。

改憲推進派の議員はウクライナでの選挙延期に言及し、国会議員の任期延長改憲の必要性を主張しています。改憲推進5会派が主張する議員任期の延長は、戦争という非常時を想定したものです。

緊急事態条項とは、非常事態に国家の存立を守るために、国家権力が人権保障と権力分立を一時停止して緊急措置を取ることを許可する条項です。国会機能の維持の名の下に緊急事態条項の創設や議員任期の延長を認めるわけにはいかないのです。

ヒトラーの独裁に至ったドイツの「ワイマール憲法」には、国民主権や基本的人権が明記されていたにもかかわらず独裁政権が誕生し、やがて無数の命が奪われることとなります。独裁への入り口は、ワイマール憲法の緊急事態条項の「大統領緊急令」でした。世界恐慌の影響で混乱する社会を緊急事態と捉えた政府は、大統領緊急令を濫発することで国民の基本権を停止し、議会を有名無実化しました。少数党だったナチ党はいつしか第一党に躍進し、ヒトラーは国を支配する権力を手にすることになったのです。

平和憲法を守る努力こそ

世界では戦争がいくつも起きています。憲法前文は「全世界の国民が平和に生きる権利がある」と謳っています。何と気高く勇気溢れる文章だと読むたびに胸が熱くなります。

憲法の理念と現実の乖離を理由に防衛費の増強が強行され、憲法改正が必要だと主張されています。しかし、目の前の現実に合わせて理想を引き下げるのではなく、日本国憲法が有する気高く勇気溢れる理念を内外に発信することこそ、先の大戦で凄惨な体験をし、アジア諸国民に大きな被害を与えた日本がとるべき道です。

日本国憲法の理念を大切に胸に抱き、どうあっても憲法を護る声をあげ続けたいものです。諦めるわけにはいきません。（そめひろゆき）

アーミテージの手の内で踊る安倍・岸田

弁護士 内田 雅敏 (戦争をさせない1000人委員会事務局長)

はじめに

5月23日付毎日新聞に以下のような小さなベタ記事が載った。

米元高官、首相訪問に謝意

岸田首相は22日、アーミテージ元米国務副長官と官邸で面会した。アーミテージ氏は4月の首相訪米に関し「私が見た外国首脳の訪米の中で最高のものだった。米国が国家としての自信を取り戻すよう勇気を与えた議会演説に感謝する」と伝えた。アーミテージ氏は20日に開かれた台湾総統就任式に出席した後、日本を訪れた。

「国賓」として訪米し厚遇された岸田首相は、4月10日、日米首脳会談で、米軍と自衛隊との指揮系統の連携強化により、「(日米) 同盟は前例のない高みに到達した」と述べ、バイデン大統領から高く評価された。

「凡庸な悪」がもたらす甚大な悲劇

沖縄本島を含む琉球列島の軍事化が急ピッチで進められている。米軍と自衛隊の一体化を目指す統合運営訓練も一段と強化されているようだ。2023年11月1日付琉球新報は、「隊員戦死・遺体扱い訓練へ」という見出しで、訓練には遺体処理の訓練もあるようだと報じている。

2024年5月3日、都内で開催された憲法改正を求めるフォーラムに糸数健一与那国町長が、「国防最前線の与那国島」から参加したと称し、「一戦を交える覚悟」とぶち上げた。「町長の役割は町民の暮らしと安全を守ることである。一自治体の首長が全国民に対して、なぜそこまで言うのか」(5月7日沖縄タイムス)。

彼が東京霞ヶ関界隈で配る名刺の裏には伊波南哲作「讃・与那国島」が記されており、その末尾は

「・・・巖然とそそり立つ与那国島よ／おお汝は／黙々として／皇国南海の鎮護に挺身する／沈まざる二十五万噸の航空母艦だ／紀元二千六百三年三月」と結ばれている。

「鉄の暴風」と称される艦砲射撃によって「不沈空母」沖縄島が焦土化され、県民4人に1人、9万4000人以上がなくなったのが沖縄戦の教訓ではなかったか。それにしても、戦後生まれの町長が「紀元二千六百三年」と、堂々印刷しているのには驚く。それは敗色濃くなった1943(昭和18年)年のことだ。

麻生自民党副総裁の「戦う覚悟」発言にも見られるように、どうしても中国と一戦やるつもりらしい。

米国からトマホーク400発も購入して、一発も撃たないのでは示しがつかないとも思っているようだ。2016年外務、防衛両省や自衛隊幹部との防衛大綱改定に向けた初の事前協議で、安倍首相(当時)は開口一番、「君たち中国に勝てるだろうな」と質したという(2023年1月3日毎日新聞)。

厄介なのは、中国にも〈一戦交えよう〉と考えている軍拡派がいることだ。日・中間には双方の軍拡派が互いに不信と憎悪を投げつけ合うことによって増殖しようとする敵対的相互依存関係が存在する。

武力行使の選択肢を放棄しないという中国の真意

喧伝される「台湾有事」については冷静に考えてみる必要がある。まず、2022年10月25日、第20回党大会における習近平演説「但決不承諾放棄使用武力」(ただし決して武器使用を放棄はしない)についてである。習近平は、この語句の前後で「何としても平和統一を目指す」とし、「武器を使用しなければならないのは外部勢力の干渉や、一部の台湾独立分子を対象としたもので、決して広大な台湾同胞を対象としたものではない」と述べていることにも留意しなければならない。

「決して武器使用を放棄しない」という言葉は、台湾和平統一を提唱し始めた後も、鄧小平、江沢民、胡錦濤、温家宝も繰り返して述べてきた常套句である(遠藤誉『習近平が狙う「米一極から多極化へ」』)。

2007年4月、来日した温家宝中国首相(当時)は日本の国会で演説し、尖閣諸島(中国名釣魚島)問題については、「東海の問題については、両国は係争を棚上げし、共同開発する原則に則って、協議のプロセスを積極的に推進し、相違点の平和的解決のため実質的なステップを踏み出して、東海を平和・友好・協力の海にすべきです」と鷹揚な姿勢を示したが、一つの中国論については、「台湾問題は中国の核心的利益にかかわるものです。私達は台湾問題の平和的解決をめざして最大限の努力を尽くしてまいります。しかし、「台湾独立」を絶対に容認しません。台湾当局による「台湾の法的独立」及び他のいかなる形の分裂活動にも断固として反対します。日本側には台湾問題の高度な敏感性を認識し、約束を厳守し、この問題に慎重に対処するよう希望します」と断固たる態度を示した。何故台湾問題は中国の核心的利益か。抗日戦争の勝利、国共内戦勝利というのが中国共産党の「建国の物語」だ。「台湾解放」なくしてこの「物語」は完結しない。

其々、別個な経済圏を構成していたかつての冷戦時代とは異なり、幾重にも重層的につながった経済構造となっている今日、台湾側からの独立宣言などの「挑発」があればともかく、武力行使による中国の台湾統一はあまりにも失うものが大きく、考えられない。

軍関係者の発言に振り回される愚

中国政府の前記「加速国防和軍隊現代化、実現富国和強軍相統一」のスローガンを受けて、2021年3月9日、米インド太平洋軍司令官フィリップ・デービットソンが米上院軍事委員会の公聴会で「今後6年以内（2027年までに）に、中国が台湾を侵攻する可能性がある」と発言した。

これに対して2021年6月17日、マーク・ミリー統合参謀本部議長が米下院軍事委員会の公聴会で「近い将来台湾武力侵攻が起きる可能性は低い」と述べ、6月23日、には、「中国が台湾に2年以内に軍事侵攻する兆候は現時点ではない」と見解を示した。

ところが2023年1月24日自民党の国防部会・安全保障調査会・外交部会で、デービットソン（退職し、軍需産業の顧問）を招聘し講演させた。退役し、軍需産業の顧問となっていたデービットソンは、前記「自論」を語った。これを受けて、日本側は米国からの武器の爆買い、軍事予算の倍増で応えた。

2024年4月23日、アキリーノ米インド太平洋軍司令官は、東京都内で一部メディアと懇談し、中国による台湾侵攻の可能性について、「習近平国家主席が軍に対し、2027年に実行する準備を進めるよう指示している」、「習氏が指示すれば、軍は（侵攻に）乗り出す」との見解を示した（4月24日付朝日新聞）。アキリーノ氏も近く退任予定である。退職間際の將軍たちは、再就職先のためのリップサービスをするものだ。

アーミテージレポートによる「指南」

冒頭の新聞記事で触れたりチャード・アーミテージ（後の米国務副長官）は、2000年10月、第1次アーミテージレポート以降、2020年の5次レポートに至るまで、日本に対し、集団的自衛権行使容認もしくは改憲を求めてきたいわゆる「ジャパンハンドラー」である。安倍政権による2014年7月の集団的自衛権の行使容認の閣議決定、翌2015年9月の安保関連法制の強行採決であった。

2017年10月12日付毎日新聞に興味深い記事があった。2016年8月31日、安倍首相が、ジャーナリストの田原総一郎と面談した際、田原から「い

よいよ憲法改正ですね」と水を向けられ、安倍首相が、「大きな声では言えませんが、改憲する必要はなくなりました」と答え、日本が「集団的自衛権を行使出来ないから日米同盟がうまくいかない」と米国が不満を示していたが、2015年9月19日集団的自衛権行使容認する安保関連法が成立したことによって「米国は何も言わなくなった。満足したのだ」と解説したという。

2018年4月24日アーミテージ氏は、朝日新聞のインタビューに応じて以下のように満足げに語った。

— 安倍政権は集団的自衛権行使をめぐる憲法解釈を変更し、新たな安全保障法制も整備しました。

「以前は日本と作戦計画や演習について議論すると『憲法9条があり、自衛隊は制約を受けている』と頻繁に聞かされた。（法整備した）15年以降、そのような発言は聞こえてこなくなった。集団的自衛権行使の禁止を我々は『同盟協力の妨げや障害だ』と指摘はしたが、どうするかは日本の判断だと言ってきた、

「日本の対応は大きな一歩だと評価している。ただ完全ではない。私は日本が敵基地攻撃能力を保有するのに賛成だ。」

2022年12月、岸田首相は安倍晋三仕込みの閣議決定という手法で国会での熟議を回避して、安保関連3文書の改訂を行い、敵基地攻撃能力の保有、防衛費倍増等々の大軍拡を決定した。アーミテージ氏は安倍も岸田も自分の手の内で「指南」通り動いていると大満足だろう。

岸田首相を「私が見た外国首脳の訪米の中で最高のものだった。米国が国家としての自信を取り戻すよう勇気を与えた議会演説に感謝する」と持ち上げるわけだ。それにしても一介の元国務副長官（それも約20年前）が首相の米議会での演説に「謝意」という体裁で「よくやった」とほめに來るのには驚く。これが「対等」だという日米関係の実態だ。

（うちだ まさとし）



2022年9月 辺野古にて

6月3日から9日にかけて、高校生平和大使とOP大学生が代表してオスロを訪問し、地元の若手運動団体やNPOとの交流を通して、高校生平和大使の運動を紹介する活動にとりくみました。参加した高校生の感想を紹介します。

兵庫：藤井ろれあさん

3人の高校生平和大使の中で私は唯一、被爆地以外の県からの参加でした。そのため、広島や長崎出身ではないからこそ感じる、平和教育の格差や若者の関心の低さについて伝えられるメッセージがあると信じ、現在兵庫県在住で広島において被爆された貞清百合子さんの被爆体験もプレゼンテーションに取り入れ、準備をしてきました。数えきれないほどの学びと出会いの中で、私が一番感じたのは「若者の影響力」と「被爆体験を継承する事の大切さ」でした。現地で被爆体験や被爆者の方が若者へ残してくださった言葉を紹介しました。短い時間だったにも関わらずオスロの若者の意欲が伝わってきました。彼らが本当に自分たちの活動に自信を持っているからこそ、周りの大人や同年代の高校生も耳を傾けて聞いてくれる状況が作れているのだと思います。このように、意欲に溢れた若者が一生懸命活動していることを改めて実感することができ、勇気と若者の影響力を感じることができました。改めて数少なくなりつつある被爆者の方の声を届けられるのは私たちしかいないことを実感し、日本国内でも被爆体験を聞いたことのない高校生や若者に被爆体験を伝えていく必要性を学びました。高校を卒業してからも、核兵器問題に関わっている方とお話しさせていただき、核兵器を必ず無くさなければならない思いが強まりました。今は高校生として、高校生が主体となって、被爆地以外での核兵器について考えるきっかけをさらに作り、被爆体験を次の世代へと繋げる努力をしたいと考えています。

広島：野田優祥さん

初めは緊張して、うまく話せませんでした。相手の方が目を見て頷きながら聞いてくれたことで、自分の「曾祖母がトラウマなどから原爆について語らなかった」という話を伝えることができました。私たちの話を、真剣な表情で聴いてくださり、「あなたたちの活動は素晴らしい」「絶対に世界に必要な活動だ」「これからも素晴らしい活動を続けてください」と言ってくださいました。オスロ市議会は、議員に若者枠があったり、若者だけの議会が定期的に開かれたりするなど、若者が政治参加しやすい仕組みになっていて日本との違いに驚きました。高校生との交流では同世代と関

われた貴重な経験でした。彼らが平和について興味があるか不安でしたが、プレゼンを一生懸命に聞いてくれたのでとても嬉しかったです。一緒に折り鶴を折るのは楽しかった反面、鶴に限らず初めて折り紙を折ったという人ばかりだったことは驚きました。被爆体験を初めて知ったという人が多く、この機会に被爆体験を紹介できたことは、とても意味が大きかったと思います。ノルウェーでは、平和運動の各団体に政府から支援などが受けられ、若者の活動もうまくいきやすいと聞いたとき、日本もそうなればいいなと感じました。

長崎：木場笑里さん

今回の活動では、これまでとは真逆の立場から考えることができ、とても新鮮な経験となりました。同じ高校生でも住んでいる場所が違う、そして異なる核兵器廃絶へのアプローチをしているからこそ刺激を受ける部分が多々ありました。特に、兵庫で活動している藤井さんは日本にある平和教育の格差からプレゼンテーションを行い、当事者性の先にある部分について知ることができ、とても勉強になりました。また、OPである大学生の存在にもとても刺激を受けました。一つひとつの言葉に重みがあり、行動に意味をもたせる先輩方の姿に尊敬を感じた活動でした。約二か月の準備期間でも大変な分、成長できたと自負しています。同行した大学生からの「当事者性を破壊する」、そして「今できることを行う大切さ」という言葉は、これからの私の平和活動に大きく影響するものでした。

若者の活動団体の訪問で印象的だったことは、オスロ市内にあるさまざまな像などにスカーフを巻き、連帯を示すという行動の紹介でした。アイデアが若者にとってもとても楽しく、身近に活動しやすいものだと思います。この時にお会いしたマリアさんは、父が独裁政治が行われていたチリの歴史を学んだことから、自分も声を形にしたという思いで運動を始めたとお聞きしました。無関心から関心に変わるにはそれだけの影響力が必要で、そのためには誰にでも身近に感じてもらう活動を日々考えることが大切だと教えていただきました。また、「小さな成功に誇りを持つことが大切だよ」というマリアさんの言葉にとっても勇気をいただきました。自分たちの活動も何十年もの時を超えて受け継がれてきたことは、小さな一年の活動が大きなパワーとなっていると思います。今回の準備を通して、高校生よりも視野が広がった大学生からのwhy（なぜ、どうして）という質問により、自分たちが原点に戻り、この高校生平和大使の活動の意義や、活動にかける思いを改めて考えることができました。

【本の紹介】『核燃料サイクルという迷宮
核ナショナリズムがもたらしたもの』
(山本義隆・著、みすず書房)

福島第一原発事故からたったの十数年。廃炉実現のめどは全く立たず、「原子力緊急事態宣言」はいまだ解除されていません。そして多くの避難住民の生活が困難を抱えている現状にあって、岸田政権は原子力回帰へと舵を切っています。

これらの動きに対しては、怒りの気持ちは当然として、こうした原子力への強い執着はいったいどこから生まれているのか、という疑問も湧いてきます。

本書は、近代以降の日本国家の形成と科学技術受容の歴史を通貫的に概観しながら、「核ナショナリズム」の存在を描き出しています。

「核技術の保有それ自体が国家としてのステータスを与え、そのことによって国際的発言力を高めることになる、という核ナショナリズムの端的な表明——核ナショナリズムの政治的表現——である」(本文より)。

戦後の「国策民営」と言うべき原子力事業の展開には、戦時下の国家総動員体制における電力の国家管理路線との連続性があるとともに、日本の敗戦を「科学戦の敗北」と捉えつつ、「核」という先端科学

技術の保有を国内的な豊かさと、国際的地位の回復に向けた手段とする考えが背景にあるということです。

さらに、プルトニウム利用の核燃料サイクル計画が、国家事業の最終目標として設定されていた事実は、見逃すことができません。そしてそれが「潜在的核武装論」と不可分のものであったことを、本書は論証していきます。このことを踏まえると、日本の核兵器禁止条約(TPNW)への不参加は、たんにアメリカへの忖度ではなく、自らの「将来的な核武装にむけておのれの手足を縛らないための選択」との著者の指摘も、あながち否定しきれないでしょう。

著者はこうした「核ナショナリズム」が、「平和利用」を口実にしながら他の国々へと拡がっていく可能性は無視できないとし、日本こそがまず核燃料サイクル路線を放棄し、反原発、そして反核兵器の態度をしっかりと示すことを求めています。

なかなかボリュームがあり、歯ごたえのある論考ですが、文章はむしろ平易で読みやすいので、ぜひご一読ください。(山本 圭介)



ひやくせつふとう
百折不撓

改憲議論は煮詰まっている。はて？

日本国憲法第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

NHK朝ドラ「虎に翼」の視聴が毎日の楽しみの一つになっています。河原にたたく主人公の寅子は、焼き鳥を包んであつた新聞の日本国憲法第14条に目が留まり、愛おしむようにその新聞を胸に抱き、涙で頬を濡らします。

ドラマの舞台になっている昭和初期は、女性は結婚して“よき妻よき母”になることが当たり前の時代でした。寅子はそうした様々な世の中の不条理に「はて？」と首をかしげます。時代を切り拓き、懸命な努力を重ねてきた女性法曹の先駆者「三淵嘉子」をモデルに、強くかつしなやかな生き様をドラマ仕立てで伝えています。

国会の憲法審査会で改憲の是非が議論されています。衆議院憲法審査会では、災害や感染症のまん延など緊急事態時の国会機能の維持を理由に、国会議員の任期延長改憲論が改憲推進5党派から主張

されています。「議論は相当に煮詰まっている」とし、改憲に慎重な立憲民主党抜きで条文作成を進めることも示唆しています。こうした審査会の議論を傍聴するにつけ、「はて？」と寅子ばりに首をかしげます。日本における参政権は、主権者である国民が「国を統治する権力」です。災害時などの緊急時を例に挙げ、憲法の基本的理念の一つである「国民主権」を制限し、国会機能の維持を理由に国会の権限を強化することは本末転倒の主張です。度重なる岸田首相の改憲に前のめりの発言は、落ち着いた議論の阻害要因でしかありません。議論が煮詰まっているという改憲推進派の認識は誤りです。

戦後の焼け野原の中、新憲法は絶望の淵に立たされた日本人に勇気と希望を与え、明日に向かって生きる拠り所となったことは歴史的な事実です。当時の人々は、“すべて国民は法の下に平等”という今でこそ当たり前の考えを新憲法で学びました。新憲法は、日本社会を人間らしい新しい社会に生まれ変わらせた大きな力だったのでした。

寅子だけではない、橋の下にいたおばあさんや階段に座る女の子も、新聞に掲載された新憲法を食い入るように目で追います。寅子が愛おしむように新聞を胸に抱くシーンは、気高く勇気溢れる新憲法を印象的に紹介する名シーンでした。(染 裕之)